

**「令和8年度教育施策プロモーション動画撮影業務委託」に関するプロポーザルに係る提案書評価基準**

**(1)評価方法**

評価委員 1人あたり96点満点とし、下記評価項目について評価を行い、合計得点の高いものを特定する。

**(2)評価点が同点の場合の措置**

評価委員の採点の合計点数が同点の場合、次の順で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

ア 「過去の業務実績」「実現力」の合計点が上位の者

イ すべての項目において「E」の評価点が無い者（ただし、ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組の項目は除く）

ウ 「企画力」の点数が上位の者

	評価項目	評価の着眼点	配点
業務実施体制	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市との十分な連絡調整ができる仕組みや体制等が提案され、円滑な業務の実施が期待できるか</li> <li>・当該委託業務を行う上で、十分な人員体制が確保できているか</li> </ul>	10
	過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動画制作、スチール撮影において、十分な専門性、技術力を要しているか</li> <li>・過去に類似の業務実績があり、本業務でもノウハウなどを活かすことができるか</li> </ul>	20
	ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営に関する取組	<p>次の項目を満たしているか（1つ満たすごとに1点を加算）</p> <p>□次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）</p> <p>□女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）</p> <p>□次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん認定、トライくるみん認定）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるばし認定、プラチナえるばし認定）又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得</p> <p>□青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得</p> <p>□障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の2.5%の達成 ※達成している（従業員40人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40人未満）</p> <p>□健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAA クラスの認証</p>	6
提案内容	事業趣旨の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市教育委員会事務局の現状を踏まえた上で、本業務の趣旨・目的を十分に理解しているか</li> </ul>	20
	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容のターゲット、目的、内容が業務の趣旨・目的に適しているか</li> <li>・動画の目的や伝えたいメッセージが一貫していて、コンセプトが明確になっているか</li> <li>・動画の流れが分かりやすく、視聴者が最後まで見たいと思える内容になっているか</li> <li>・視聴者に「学ぶなら横浜」「教えるなら横浜」という期待感を醸成する企画となっているか</li> <li>・ターゲットを惹きつけるストーリーやアイデアなど独自性があるか</li> </ul>	20
	実現力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動画制作、スチール撮影ともに、映像・画像・音声・編集に高いクオリティが期待できるか</li> <li>・適切なスケジュール管理、予算執行管理の対応ができるか</li> </ul>	20
合計			96